

藤岡市農業委員会  
令和4年第12回  
定例会議事録

令和4年12月5日招集

## 令和4年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和4年12月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 65号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 66号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 68号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第 69号 非農地判断の実施について  
報告第 24号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 25号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（12名）

- |           |           |          |            |
|-----------|-----------|----------|------------|
| 1番 秋山 幸夫  | 2番 宮澤 一夫  | 3番 清水 文江 | 4番 浦部 隆    |
| 5番 浅見 健司  | 6番 折茂 新一  | 8番 関根 隆雄 | 10番 金澤 貞夫  |
| 11番 岩下 次夫 | 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 | 14番 福田 俊太郎 |

### [出席農地利用最適化推進委員]（6名）

- |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 神田 隆   | 3番 温井 眞一  | 6番 清水 淑朗 | 8番 松原 甚太郎 |
| 14番 堀越 昭彦 | 17番 川村 信行 |          |           |

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 塚本 良  | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 任     | 笠原 諒亮 |        |       |

(開会13時29分)

事務局次長 定刻前でございますけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から令和4年第12回定例会を進行させていただきます。10月12日に開催されました、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議においてガイドラインの改訂があり、この変更を受け本定例会も、案件に関係する地区の推進委員さんの出席をお願いしております。感染状況によっては、再度、出席をご遠慮していただくこともありますので、ご了承ください。下審査

につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さん  
につきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願いいたします。  
それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長        ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたしま  
す。

議長                それでは、ただ今より、令和4年第12回農業委員会定例会を開会いたし  
ます。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いた  
します。議事録署名委員を指名いたします。13番山口委員、14番福田委  
員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議  
案第64号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程い  
たします。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長                議案第64号について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号1番に  
ついて、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長                特に意見もないようですので、採決いたします。議案第64号整理番号1  
番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長                挙手全員でありますので、議案第64号整理番号1番については申請のと  
おりとします。続きまして議案第65号農地法第3条の規定による許可申請  
について、議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2  
議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定に  
より、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査につ  
いては、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。  
それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時36分)

(再開14時39分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地1筆、面積991㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書26ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市外のTさんが農業経営の規模拡大を図るため白石の農地4筆、1,573㎡を贈与により譲り受けるものです。下審査においては申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書26ページの調査書にもあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第65号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号1番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第65号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号2番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第65号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番から5番の3件です。整理番号3番は、中大塚のNさんが、新規就農し農業経営を行うため、中大塚の農地2筆、面積624㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書27ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、整理番号3番と同じ中大塚のNさんが新規就農し農業経営を行うため、中大塚の農地2筆、面積1,128㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書27ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、東平井のNさんが使用貸借の契約期間が満了になるため再契約を行うもので、東平井の農地8筆、面積12,997㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書28ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第65号整理番号3番から5番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第65号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第65号整理番号4番は許可と決定します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第65号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から7番の7件です。整理番号1番は、藤岡のIさんが、上戸塚の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、農地1筆、面積は327㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は780㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、中栗須のMさんが、中の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地として転用するもので、農地1筆、面積は298㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市内の法人が、中の農地を賃貸借で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、農地2筆、面積は1,245㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、三ツ木のKさんが、三ツ木の農地を売買で取得し、農業用露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は805㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市内の法人が、三波川の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地2筆、面積は1,913㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査において、前回の申請に続いて今回大規模な事前着工が認められるので、説明を受けたうえで再審査が適当であると意見決定しました。整理番号7番は、整理

番号6番と同じ市内の法人が三波川の農地を売買で取得し露天資材置場用地として転用するもので、農地4筆、面積3,195㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。こちらも整理番号6番と同じように、再審査が適当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第66号整理番号1番から7番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、下審査の結果保留との報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 6 番は保留として、調査確認のため次回に持ち越すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 6 番は保留と決定します。次に整理番号 7 番について、下審査の結果保留との報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 7 番は保留として、調査確認のため次回に持ち越すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 7 番は保留と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 8 番から 12 番の 5 件です。整理番号 8 番は、市外の O さんが、小林の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 500 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、市内の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,159 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸借で借り受け、コンビニエンスストア店舗及び駐車場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 2,393 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 11 番は、岡之郷の M さんが、上大塚の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 499 m<sup>2</sup>、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 12 番は、市内の法人が、下大塚の農地を使用貸借で借り受け、事務所用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 446 m<sup>2</sup>、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 66 号整理番号 8 番から 12 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に、整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に、整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に、整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に、整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 12 番は許可と決定します。続きまして、議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 67 号について事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書 9 ページ、10 ページの 1 番から 20 番、利用権の設定について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 67 号 1 番から 20 番、利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 67 号、1 番から 20 番、利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書 10 ページの 21 番から 23 番、利用権の設定について審議採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議長 それでは何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので採決します。議案第 67 号 21 番から 23 番、利用権の設定について可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 67 号 21 番から 23 番、利用権の設定については原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 次に議案書 13 ページの所有権の移転について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので採決します。議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転について可とすることについて賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転については、原案のとおり決定します。続きまして議案第 68 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 68 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書 15 ページの 1 番から 6 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 68 号 1 番から 6 番について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 68 号 1 番から 6 番についてはそのように決定します。次に議案書 15 ページの 7 番について審議採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 68 号 7 番について特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 68 号 7 番についてそのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に議案書 15 ページの 8 番と 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 68 号 8 番と 9 番について特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 68 号 8 番と 9 番についてそのように決定します。続きまして議案第 69 号、非農地判断の実施について上程します。事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 議案第 69 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 69 号非農地判断の実施についてこれを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号非農地判断の実施について原案のとおり決定します。続きまして報告第 24 号・25 号を一括上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第 24 号・25 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 4 年第 12 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会15時13分)